

平成 30 年度 第 1 回 情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時 平成 30 年 8 月 7 日 (火)
午後 1 時 30 分～
場 所 広域連合会議室

出席委員 岡野委員 (会長)、惣谷委員 (会長職務代理者)
欠席委員 土井委員

事務局 沖事務局長、三栖会計管理者、堀畑総務課長、山中
総務班長、宇津給付適正化班長、太田総務班主事

【会議の流れ】

- 1 開会 < 13 : 25 >
- 2 事務局長あいさつ
- 3 審査会委員の紹介
- 4 事務局職員の紹介 (→ 会計管理者 退席)
- 5 議題 (事務局進行)
 - (1) 情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- 6 会長に岡野委員が就任、会長職務代理者に惣谷委員を指名
- 7 岡野会長あいさつ
- 8 議題 (会長進行)
 - (2) 第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供について【諮問案件】
 - (3) 個人情報取扱事務届出の報告について
 - (4) その他
- 8 閉会 < 14 : 30 >

【議題要旨】

- (1) 情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

【事務局】

会長選出 (委員の互選) 方法について委員からの提案を確認

【委員】

事務局一任の発言あり

【事務局】

事務局案として会長に岡野委員を提案

【各委員】

異議なし

※欠席委員は、事前に事務局案を提案して賛同済み

◎岡野委員が会長に決定

【会長】

会長職務代理者に惣谷委員を指名

◎惣谷委員は会長職務代理者に決定

(2) 第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供について【諮問
案件】

【事務局】

事前配付資料の「和歌山県後期高齢者医療広域連合の第三者行為求償登録者情報の介護保険者への提供について」に基づき、事前の概要説明より詳細な内容を説明

【委員】

法的観点から情報提供に問題がないかを再検討した結果、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる」に該当すると考えられることから、介護保険者への外部提供は妥当であるとの見解を述べた

【委員】

情報提供の運用面として後期高齢者被保険者が同一人物であるということが条件となるが、その判断は慎重にする必要があると考えるが、どのような個人情報ですのですか

【事務局】

氏名、生年月日、住所、性別の4つの個人情報で紐づけて同一人物かどうか判断するので、違う人と紐付けされることは無いと考えます

【委員】

今後、後期高齢者被保険者から第三者行為の届出があった際には、介護保険者へ情報提供する可能性があるというような説明をするのですか

【事務局】

現時点では、届出様式にも介護保険者へ情報提供するというような文言が入っていないし、特に説明はしない予定だが、今後、進んで行く中で見直しが必要となることも考えられる

【委員】

国保連合会の職員がU S Bメモリにより情報を外部へ持ち出すことは可能ですか

【事務局】

持ち出しすることは可能だと思いますが、国保連合会の「U S Bメモリ等取扱要綱」などの情報セキュリティの規定を遵守して取り扱うため、情報を外部へ持ち出すことは無いと考えています

【委員】

介護保険者へシステムで情報提供する際の責任者はいるのですか

【事務局】

詳しくは、国保連合会に確認しないと分かりませんが、おそらく情報提供できる権限を持つ責任者を決めて運用していると思います

【委員】

惣谷委員から再検討結果や意見をいただきましたが、本審査会として本件に係る個人情報の提供については、特に問題ないと判断し、妥当であると認めます。

事務局から答申について、案があれば提示をお願いします

【事務局】

答申案を提示して内容を読み上げて説明

【会長】

答申内容について、この案のとおりでよろしいですか

【各委員】

結構です

(3) 個人情報取扱事務届出の報告について

【事務局】

平成30年4月2日から個人情報取扱事務を開始した「セルフメディケーション税制に係る証明発行事務」について、資料に基づき、事務開始の趣旨、経緯及び取扱う個人情報の内容などを報告

【各委員】

特に意見なし

(4) その他

特に案件なし